

地方分権論 A

2017 年度春学期

第 9 回 (資料)

2017. 6. 9 (金)
第 4 限 (14:45~16:15)

3 号館 1104 室

片木淳

katagi◎waseda.jp (◎は@)

次回までに
(討論資料)

シャウプ使節団日本税制報告書「付録 A 地方団体の財政」(抜粋)
(最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

1 戦前の地方自治の歴史

1.1 年表

- 明治 2年 版籍奉還
- ・ 版(土地)と籍(人民)を天皇に返還。旧藩主「知藩事」
- 4年 廃藩置県
- ・ 知藩事を罷免、府知事・県令を任命
 - ・ 3府(東京、大阪、京都)302県が年末には3府72県に
- 同年 戸籍法の制定
- ・ 全国に「区」
- 5年 「大区・小区」制
- ・ 大区の区長は官選、小区の戸長・副戸長は旧来の村役人を任命
- 7年 民撰議院設立の建白書
- 10年 西南戦争
- 11年 三新法の制定
- ・ 郡区町村編制法——府県の下に郡と区、郡の下に町村
 - ・ 府県会規則——直接公選議員による府県会
 - ・ 地方税規則——地方税目、地方税を支出すべき費目
- 12年 沖縄県設置（「琉球処分」）
- 13年 区町村会法
- 14年 国会開設の詔
- 同年 板垣退助「自由党」結成
- 15年 大隈重信「立憲改進黨」結成
- 21年 市制町村制の制定
- ・ 府県の下に市と郡、郡の下に町村
 - ・ 市長——市会推薦の3人の候補者の中から内務大臣が任命
 - ・ 市の執行機関——市長と助役、名誉職参事会員6名で構成する市参事会
 - ・ 東京、京都、大阪の3市——市長を置かず、知事が兼任し、助役の職務も府の書記官が兼ねる（「市制特例」）。
 - ・ 市会議員——公選（選挙権は制限、納税額による等級選挙制）
 - ・ 町村の執行機関である町村長——町村会の間接選挙によって選出
 - ・ 町村会議員——公選（選挙権は制限、納税額による等級選挙制）
- 22年 明治の大合併 71,314（21年末）→15,859（22年末）
- 23年 大日本帝国憲法施行
- 同年 府県制・郡制の制定
- ・ 府県の知事——官選（国の内務官僚）
 - ・ 府県会——郡会議員と市会議員による間接選挙（複選制）

- 31年 「市制特例」廃止。東京、大阪、京都の3市に市長と市役所新設
- 32年 府県会議員の複選制廃止（直接選挙）
- 44年 市の執行機関 市長独任制（←市参事会）
- 大正12年 郡制廃止
- 15年 男子普通選挙、等級選挙制廃止
- 昭和18年 東京都制
 - ・ 東京府が東京市を吸収合併、都長官は官選
- 20年 終戦

1.2 「船中八策」 慶応3（1867）年6月 夕顔丸 坂本龍馬 後藤象二郎
土佐藩藩論

- 一、 天下の政權を朝廷に奉還なせしめ政令宜しく朝廷より出づべき事
- 一、 上下議政局を設け議員を置きて万機を参賛せしめ万機宜しく公議に決すべき事
- 一、 有材の公卿諸侯及び天下の人材を顧問に備へ官爵を賜ひ宜しく従来有名無実の官を除くべき事
- 一、 外国の交際宜しく広く公議を採り新に至当の規約を立つべき事
- 一、 古来の律令を折衷し新に無窮の大典を選定すべき事
- 一、 海軍宜しく拡張すべき事
- 一、 御親兵を置き帝都を守衛せしむべき事
- 一、 金銀物貨宜しく外国と平均を設くべき事

以上八策は方今天下の形勢を察し之を宇内万国に徴するに之を捨て他に濟時の急務あるなし苟も此の數策を断行せば皇運を挽回し国勢を拡張し万国と並行するも亦敢て難しとせず伏して願くは公明正大の道理に基き一代英断を以て天下を更始一新せん

1.3 「五箇条の御誓文」 慶応4（1868年）年3月14日

- 一、 広く会議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ
- 一、 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ
- 一、 官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一、 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ
- 一、 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス可シ

（ 以上、三塚博監修『議会政治100年』〔1988年、徳間書店〕等による。 ）

1.4 廃藩置県ノ詔書（抜粋）

明治4（1871）年7月14日（8月29日）

「朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬國ト對峙セント欲セハ宜ク名實相副ヒ政令一二帰セシムヘシ朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム然ルニ數百年因襲ノ久キ或ハ其名アリテ其實舉ラサル者アリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無實ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無ラシメントス汝群臣其レ朕カ意ヲ體セヨ」

（小早川光郎 [ほか]編，1999年，『史料日本の地方自治 第1巻 近代地方自治制度の形成：明治維新-1920年代』（学陽書房）より作成。一部、当用漢字に置換。）

1.5 「民撰議院設立建白書」 明治7（1874）年1月17日 副島、後藤、板垣等

臣等伏して方今政権の帰する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而獨有司に帰す。夫有司、上帝室を尊ぶと曰はざるには非ず。而帝室漸く其尊榮を失ふ。下人民を保つと云はざるには非ず。而政令百端朝出暮改、政刑情実になり、賞罰愛憎に出づ。言路壅蔽困苦告るなし。夫如是にして天下の治安ならん事を欲す、三尺の童子も猶其不可なるを知る。因仍改めず、恐くは国家土崩の勢を致さん。臣等愛国の情自ら止む能はず。即ち之を振救するの道を講求するに、唯天下の公議を張るに在るのみ。天下の公議を張るは民撰議院を立るに在る而已。則有司の権限る所あつて、而して上下其安全幸福を受る者あらん。請遂に之を陳ぜん。

夫れ人民政府に対して租税を払ふの義務ある者は、乃其政府の事与知可否するの権利を有す——今民撰議院を立るの議を拒む者曰く、我民不学無智、未だ開明の域に進まず。故に今日民撰議院を立る尚応さに早かる可しと。臣等以為らく、若し果して真に其謂ふ所の如き欺、則之をして学且智、而して急に開明の域に進ましむるの道、即民撰議院を立るに在り。〔日新真事誌〕

（三塚博監修『議会政治100年』〔1988年、徳間書店〕等による。）

1.6 内務卿 大久保 利通 「三新法」に関する呈進書（抄）

明治 11 年 3 月 11 日 三条太政大臣宛て

「 既ニ地方ヲ独立セシメ地方官吏ニ分権セシ以上ハ独立ノ事即チ其住民共同ノ公事ヲ行フニ中央政權ヲ以テス可ラス其独立ノ公權ヲ以テスヘシ其公權ヲ以テスルハ則チ地方會議ノ法ヲ設立スルニアルナリ先ツ試ニ地方會議ノ得失ヲ論センニ従来地方行事ノ上ニ於テ往々至難ノ事ヲ醸シ現ニ或ル数府県下ニ於テモ兇徒蜂起シ其地方ノ安寧ヲ妨害シタルコトアリ其**実必シモ府県官ノ治術ヲ失ヒタルノミニアラサルモ又ハ法令ノ宜キヲ失ヒタルニアラサルモ其陽ニ托スル所主トシテ此等ノ外ニ出テス其然ル所以ノモノハ他ナシ凡ソ地方ノ事其行政權ト其独立權トヲ分タス皆ナ中央政權内ニ在テ随テ瑣々タル一小官吏即チ戸長ノ為シタル処分ノ錯誤モ或ハ中央政權ニ帰スルヲ以テナリ若シ地方會議ノ法ヲ設立スルトキハ其地方独立權ノ事ニ於テハ利害得失皆ナ其會議ノ責即チ其住民共同ノ責ニシテ中央政權ニ対シテハ小怨ヲモ懐クナク只其監督ノ公力ヲ仰クノミ然ルトキハ地方ノ安寧ハ勿論推シテ国ノ安寧上ニ於テモ其効大ナリ**由是觀之地方會議ノ法ハ設立セサル可ラサルナリ然レトモ今概シテ彼ノ欧米ノ制ノミニ倣フトキハ其形美ナルモ其**実適セス宜シク我カ邦固有ノ慣習ト方今人智ノ程度トヲ斟酌シテ適実ノ法ヲ設立スヘキナリ** 」

（以下略）

（以上、小早川光郎 [ほか]編，1999 年，『史料日本の地方自治 第 1 卷 近代地方自治制度の形成：明治維新-1920 年代』（学陽書房）より作成。一部、当用漢字に置換。）

明治 11 年 5 月 14 日 大久保利通暗殺

明治 11 年 7 月 22 日 三新法

（参考）大規模士族叛乱

時 期	名 称	中 心 人 物 (叛乱士族の人数)
M7.2-3	佐賀の乱	江藤新平（前参議） （約 12000 名）
M9.10	神風連の乱	太田黒伴雄（熊本県士族） （約 170 名）
	秋月の乱	宮崎車之助（福岡県士族） （約 200 数十名）
	萩の乱	前原一誠（前参議） （約 500 名）
M10.1-9	西南戦争	西郷盛（陸軍大将・前参議） （当初約 13000 名、その後、一時は数万名に達した）

（衆議院・最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会「明治憲法と日本国憲法に関する基礎的資料（明治憲法の制定過程について）」（平成 15 年 5 月 8 日の参考資料）による。）

1.7 国会開設の詔勅 明治14(1881)年10月12日

《朕祖宗二千五百有余年の鴻緒を嗣ぎ中古紐を解くの乾綱を振張し大政の統一を総攬し又夙に立憲の政体を建て後世子孫継ぐべきの業をなさんことを期す。嚮に明治八年に元老院を設け、十一年に府県会を開かしむ。此れ皆漸次基を創め、序に循いて歩を進むるの道によるにあらざるはなし、爾有衆、また朕が心を瞭とせん。

顧みるに立国の体、国各宜しきを殊にす。非常の事業、実に輕挙に便ならず、我祖我宗、照臨して上に在り、遺烈を揚げ、洪謨を弘め、古今を変通し、断じてこれを行ふ。

責朕が躬に在り、將に明治二十三年を期し、議員を召し国会を開き以て朕が初志を成さんとす。今在廷臣僚に命じ仮すに時日を以てし、経画の責に当らしむ。その組織権限に至ては、朕親ら衷を裁し、時に及で公布する所あらんとす。

朕惟ふに人心進むに偏して时会速やかなるを競う、浮言相動かし、竟に大計を遺る。是れ宜しく今に及で謨訓を明徴し、以て朝野臣民に公示すべし。若し仍ほ故さらに躁急を争い、事変を煽し、国安を害する者あらば、処するに国典を以てすべし。特に茲に言明し、爾有衆に諭す。

(三塚博監修『議会政治100年』[1988年、徳間書店]等による。)

1.8 「市制町村制」(明治21年4月17日)に関する

山県有朋内務大臣の講究会演達(同年2月13日、抄)

「今市制・町村制ヲ設クルハ、地方ノ自治及分権ノ主義ヲ実行スルニ在リ。自治分権ノ法ヲ施スハ即立憲ノ制ニ於テ国家ノ基礎ヲ鞏固ニスル所以ノモノナリ。蓋町村ハ自然ノ部落ニ成立チ、百端ノ政治悉ク町村ノ事務ニ係ラサルモノナシ。今ヤ中央政府ノ制度ヲ整理スルニ方リ、之ニ先テ地方自治ノ制ヲ立テントスルハ目下ノ急務ナリ。地方ノ制度整備セスシテ独先中央ノ組織ヲ完備センコトヲ求ムルハ、決シテ順序ヲ得タルモノニ非サルナリ。故ニ国家ノ基礎ヲ鞏固ニセント欲セハ、必先町村自治ノ組織ヲ立テサルヲ得ス。之ヲ喩ヘハ町村ハ基礎ニシテ国家ハ猶家屋ノ如シ。基礎鞏固ナラズ。家屋独能ク堅牢ナルノ理アル可カラス。且今憲法ヲ制定セラレ、国会ヲ開設セラル、モ僅々一兩年ヲ出テサルノ秋ニ方リタレハ、益々地方制度ノ確立ハ一日モ猶予ス可カラサルヲ見ルナリ。退テ今日地方行政ノ有様ヲ見ルニ、十一年府県会規則ヲ定メ、十三年区町村会法ヲ設ケ、尋テ十七年ニ至テ戸長所轄区域ヲ改正シ、爾来地方ノ政務漸ク緒ニ就クモノアリト雖モ、此法律ノ精神タル単ニ經濟ヲ整理シ、官政事務ノ整備ヲ專ラトスルニ過キス。然ルニ本案市・町村制ニ至テハ、地方ノ自治ヲ許シ分権ノ制ヲ立ツル所以ニシテ、全ク前述ノ法令ト其旨趣ヲ異ニセリ。意フニ本邦古来自治ノ習慣ナキニ非サルモ、今ノ時ニ及テ完全ナル制度ヲ施シテ以テ愈自治ノ精神ヲ養成シ、国家ノ行政ト地方共同ノ事務ト、共ニ其全キヲ得ンコトヲ期セサル可

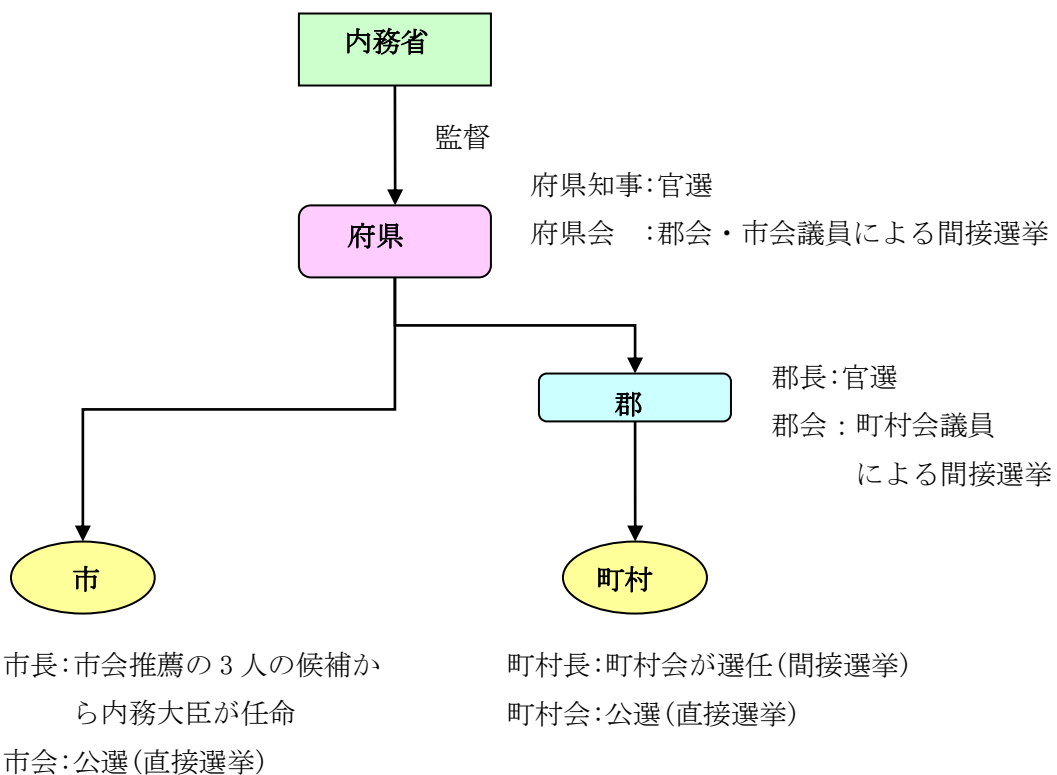
カラス。」

此法律ハ本邦ノ旧慣ヲ襲用スルモノモ亦多シト雖モ、地方ニ依テハ多少ノ困難ヲ感スルコトモアル可シ。殊ニ今自治ノ制ヲ施スニ付テハ人民自ラ進テ事ヲ執ル可キモ、今日町村ノ情況ニ於テハ其人ヲ得ルコト極メテ易カラス。又法律ヲ執行スルノ費用ヨリ町村共同ノ事業ニ至ルマテ、一切之ヲ負担ス可キモ、之カ負担ニ堪フルノ資力ニ富マサルモノアリ。是等ノ事情決シテ之レナシトセス。然レトモ本案市・町村ノ自治制ハ即其人ヲ養成シ其資力ヲ充実セシメントスルニ在リ。又先ツ町村ノ經濟ヲ整理シ其資力ヲ充実シテ然ル後自治ノ制ヲ施サントスルノ説アリ。本官ニ於テハ却テ先ツ自治制ヲ施シ、漸次町村ノ經濟ヲ整理スルヲ以テ当然ノ順序ナリト考フルナリ。之ヲ要スルニ節目に涉リテ論スルトキハ多少ノ困難ナキに非サル可シト雖モ、今ノ時ニ方テ此制度ヲ発スルハ国家百年ノ長計ヲ立ツル所以ニシテ、之ニ依テ施政一定ノ方向ヲ取り、着々実施ノ順序ヲ計画スルコト誠ニ其急務タルヲ信ス。此制度ノ実施ニ方テ十分ノ力ヲ尽サレンコトハ本官カ偏ニ各位ニ向テ希望スル所ナリ。」

(以下略)

(山中永之佑 [ほか]編集、1991年、『近代日本地方自治立法資料集成 1 明治前期編』(弘文堂)により作成。一部、当用漢字に置換。)

2 明治地方制度の基本構造



【出典：土岐寛ほか『地方自治と政策展開』 P.56 により作成】

3 シュタイン都市条令（1808年11月19日、「プロイセン王国の全都市にたいする条令」）の概要

「国家行政へ国民を関与させることによって、国民の公共心を育み、またその政治ならびに行政能力を陶冶し、そうして創出された自由でかつ責任感のある公民(Bürger)を基盤として国家再興をはかろうとするもの」(三成 1997)

* 市議会

- ・ 市政における立法機関
- ・ 議員は、市民が各選挙区単位で直接・秘密・平等の原則にしたがって選挙。選挙権の行使は法的な義務
- ・ 議員の任期は3年。毎年その3分の1を改選。議員定数は、住民数に応じた都市の区別にしたがって大都市では60ないし102人、中都市では36ないし60人、小都市では24ないし36人。

* 市参事会(Magistrat)

- ・ 市政の執行機関、全都市行政の一般的指導を行ない、特別事務を処理。
- ・ 市参事会員は任期6年の無給の名誉職と任期12年の有給の専門職とからなり、市民の名において市議会が選出。有給の市参事会員については退職後の恩給も保障。
- ・ 職業的専門官僚による都市行政の合理的かつ効率的な運営を確保するとともに、他方において名望があり、実社会の経験が豊かな市民を積極的に行政に参加させる(名誉職的な自治行政)。
- ・ 市参事会は形式上市議会と同等の地位にあったが、市議会議決にたいしては拒否権をもたず、実質的には市議会が市参事会にたいする優位性。

* 行政委員会(Deputation)ならびに特別委員会(Kommission)

- ・ 通常事務を監督し、指導する機関。市参事会員、市議会議員および市民代表によって構成。
- ・ 市民代表については市議会が選出し、市参事会によって承認。
- ・ 行政委員会と特別委員会の行政事項としては、教会・学校・救貧・防災・衛生・建築等に関する事務

* 区長

- ・ 市参事会の下級機関として都市の市区(Bezirk)ごとに設置。
- ・ 区長は各市区において些細な事務を処理し、警察命令に関する監督を行なう。

道路・橋梁・井戸・水道施設等の監督、それらの清掃と改修など。

- ・ 区長は当該市区に定住する家屋所有者で、公共心と見識を有する名望家であるべきものとされた。
- ・ 区長は市参事会の承認を得て市議会が選出。任期6年で無給。

*** 裁判権と警察権は国家が独占**

- ・ 都市裁判所は廃止され、都市における司法事項は当該地域の国家裁判所が管轄。
- ・ 警察権は比較的大きな都市においてはあらたに設置される国家直属の警察官庁が執行。それ以外の都市では市参事会が国家の委任にもとづき、都市の負担において地方警察の任に。当時は衛生、道路、建築、営業などに関するさまざまな行政活動が警察行政と結びついていた。

これによって各都市は一方で警察行政を中核とした国家行政を末端機関として担いつつ、他方において各地域の公共的自治行政を自治団体として展開。

*** 都市にたいする国家監督権の制限（警察権を除く）**

- ・ 都市の財産管理に関する会計検査、市民の都市にたいする訴願の裁決、新条例の認可、市参事会員選挙の承認等

【出典：三成賢次『法・地域・都市—近代ドイツ地方自治の歴史的展開—』（1997、敬文堂）PP.5~9による。】

(次回討論資料)

シャウブ使節団日本税制報告書(1949年8月27日)「付録A 地方団体の財政」(抜粋)

D 職務の分掌

現在、三段階の統治機関に対する事務の配分は複雑で、且つ次の数個の理由から地方自治および地方的責任にとって有害である。

- 1 現在の配分は、特殊の行政作用に対する政治的責任を固定するというよりはむしろ分散させていて、特殊の行政に関する処理について、行政機関のどの単位に責任があるかを知ることが難しい。
- 2 現在の事務配分の複雑性は国民がその行政機関、特に、かれの支払う税金が如何にして有益且つ貴重な行政の形をなしてかれに帰って来るかを理解することを不可能にしている。
- 3 中央政府が市町村の活動に余りにも多く関与するので、地方自治が損われている。のみならず、市町村役場は、中央政府が適当な財政的準備もないのに一方的に課する厄介な新任務を持たされることが時々ある。中央政府の伝統的な行政事務が市町村に委譲される時には、その市町村の新任務は中央政府のためにする仕事とみなされる。かかる場合には補助金を交付し、国の統制を行使すべきであると考えられている。たとえば、初等教育、警察、消防、および選挙は地方団体の独立の事務として委譲されたが、それにもかかわらずこれらは地方団体が代行する国の事務であるから直接の補助金および国の統制が必要であるといった態度が広く行われている。
- 4 ある場合には特定の事務がそれを有効且つ能率的に遂行するには適しないような行政単位に割当てられることがある。

われわれは各種の段階の行政機関の間における事務の配分を詳細に研究して、事務の再配分を行うことを勧告する。この研究は、この目的のために特別に創設され且つ内閣に対して勧告する権限をもつ特別な国の委員会によって行われねばならない。この委員会は、国政に対し専門的資格を持つと認められている五人の委員を以て構成すべきである。

うち三人はそれぞれ知事会議議長、市長会会長および町村会会長が任命し、二名は総理大臣が任命してよいであろう。この委員会には専門家および顧問を雇うための資金を与えねばならない。

この委員会の仕事は、次に述べる一般的原則の上に立っていなければならない。

- 1 能う限りまたは実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に区別して、一段階の行政機関には一つの特定の事務が専ら割当てられるべきである。そうしたならば、その段階の行政機関は、その事務を遂行し、且つ、一般財源によってこれを賄うことについて全責任を負うことになるであろう。
- 2 それぞれの事務は、それを能率的に遂行するために、その規模、能力および財源によ

って準備の整っている何れかの段階の行政機関に割当てられるであろう。

3 地方自治のためにそれぞれの事務は適当な最低段階の行政機関に与えられるであろう。市町村の適当に遂行できる事務は都道府県または国に与えられないという意味で、市町村には第一の優先権が与えられるであろう。第二には都道府県に優先権が与えられ、中央政府は地方の指揮下では有効に処理できない事務だけを引受けることになるであろう。われわれは、これらの原則を実際に適用するについては困難があることはこれを認める。多くの場合、事務を截然と区別することは賢明でもなく、また不可能でもであろう。

われわれは広汎な研究をすることはできなかつたけれども、若干の試案を示して可能な解決方法を説明してみよう。

1 六・三・三制全体に対する財政上および運営上の責任は、結局、一連の段階を経て市町村（およびそれらに付属した教育委員会）が引受けることができるであろう。

2 警察に対する全責任は、国家地方警察に規定されたものを除きあらゆる程度の市町村に割り当てることができるであろう。市町村はその雇う警官の数を自由に決定でき、その数は独断的数字の割当によるよりもむしろ地方の状況および必要を充分考慮して決定せねばならない。

3 中央政府は災害復旧に対する財政上の全責任を引き受けてよいであろう。しかし、地方で統制している施設に関係した実際の仕事は地方団体が行うことができよう。現在は、中央政府はこの負担の一部を引き受けているが、都道府県および市町村もまた負担を負っている。天災は予知できず、緊急莫大の費用を必要とさせるものであるから、天災の勃発は罹災地方団体の財政を破綻させることになる。その結果、地方団体は、起債、非常予備金の設定、高率課税および経常費の節減を余儀なくされる。この問題は中央政府だけが満身に処理できるものである。

4 中央政府が、補助金を交付したり、しなかつたりして、地方当局にその仕事を与える傾向は減ぜられねばならない。（地方財政法第十乃至第二十二條参照）かかる活動の多くは、全責任と共に地方団体に与えるかまたは直接中央政府によって — ある場合には出先機関によって — 執行するようにできるであろう。

地方団体が中央政府の代行機関として働く活動範囲を狭めて、国と地方の事務を明確に分離することには大きな利益があるのである。たとえば、主として中央政府が引き受けるべき事務は統計作製の事務、または農地調整であり、地方に全面的に委譲できる事務は選挙管理または地方的計画立案である。

5 市町村が学校、警察、その他の活動を独立して維持することが困難な場合には、比較的隣接地域と合併することを奨励すべきである。同様に、隣接府県は特殊の行政、たとえば水害防止あるいは大学教育の規模を拡大するために協力するように奨励すべきである。市町村または府県の合併が行政の能率を増すために望ましい時にもまたこれを奨励すべきである。このようにすれば、小規模な行政による不利益を克服できるであろう。

同一境界内において道路、保健行政および高等学校のための都道府県と大都市の活動

の間の重複および競合をなくするために特別な努力が払われねばならない。

これらの勧告は、地方機関の再編成が有利になるであろう多くの場合のほんの一部にふれるにすぎない。それらは、広範囲に亘る事務の競合、重複および非能率的配分の実例を示すものである。われわれがまず勧告することは、地方団体の完全な組織およびこれらの段階の行政機関相互間の事務の配分について、徹底的改革と合理化を目標として徹底的に研究されねばならないということである。

【出典：神戸都市問題研究所・地方行財政制度資料刊行会「戦後地方行財政資料 別巻1 シャウプ使節団日本税制報告書」(1983年、勁草書房)。旧漢字は当用漢字等に置きなおした。】